

令和7年度 豊田市立豊南中学校いじめ防止基本方針（案）

豊田市立豊南中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童（生徒）も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人ととの信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

こうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

- (1) 深い信頼関係と確かな生徒理解に立ち、「一人ひとりに存在感」を与える生徒指導を目指す。
- (2) 「行事で育てる」を合言葉に、体育祭、薔薇祭等の中で、仲間とともに活動する楽しさや、真剣に作り上げることの喜びを体験できるようにする。
- (3) 道徳教育に連携した体験的な学習を実践し、思いやりと奉仕の精神、生命尊重、公徳心、自立心、強い意志等の道徳性を育む。
- (4) 生徒に共感的な姿勢で接するとともに、問題行動や反社会的な行為に対しては家庭や関係機関との連携のもと、毅然とした態度で臨み、再発防止に努める。
- (5) 予防的指導を重視し、いじめ、不登校、問題行動のない学校を目指す。また、発生した際には事実関係や原因を究明し、個々の指導計画を立て、早期に解決する。
- (6) 職員会議、現職教育を中心に、校内の「報告・連絡・相談・確認」体制を確立し、「いじめ防止対策委員会」などの機能を充実させる。また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の相談員の効果的な活用を図る。また、生徒の実態に即し、関係機関と連携した指導体制づくりや、小学校と連携した生徒指導体制づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」と「生徒を語る会」を設置し、いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。「いじめ対策委員会」の構成は校長、教頭（教育相談コーディネーター）、事務主任、養護教諭、教務主任、校務主任（教育相談主任）、学年主任、生徒指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。
※「必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し適切な援助を求める。」

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図る。
 - ・学校生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
 - ・いじめ解消の判断をする。
 - ・**いじめによる欠席が続く、または重大事態が起きた場合**、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
 - ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
 - ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて**「早期対応相談書」**を提出する。
 - ・パレクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) 「生徒を語る会」の役割

- ・教職員で生徒の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(3) 「いじめ対策委員会」「生徒を語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月職員会議後、「生徒を語る会」を開催し、日常の生徒の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、生徒がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 生徒自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。
- キ 生徒同士が行動を賞賛し合えるグッドマナー賞を表彰する機会を設け、頑張りを認め合う雰囲気づくりを進める。

(2) 早期発見の取組

- ア 学校生活アンケートや教育相談を定期的（5月、9月、11月、1～2月）に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- エ 生徒指導委員会を定期的に開催し、いじめの兆候・現状などを把握する。
- オ **6月、1月**に「教職員チェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について生徒に聞き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田市児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上の名誉棄損行為、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。